

3. 審議事項

(2) 個別占用案件の審議【審議資料2】

【許可更新】

- ① 下加茂公園 (川西市)
- ② 猪名川第1・第2運動公園 (伊丹市)
- ③ 緑地広場 (尼崎市)

個別占用案件のカルテ（許可更新）

① 下加茂公園 （川西市）

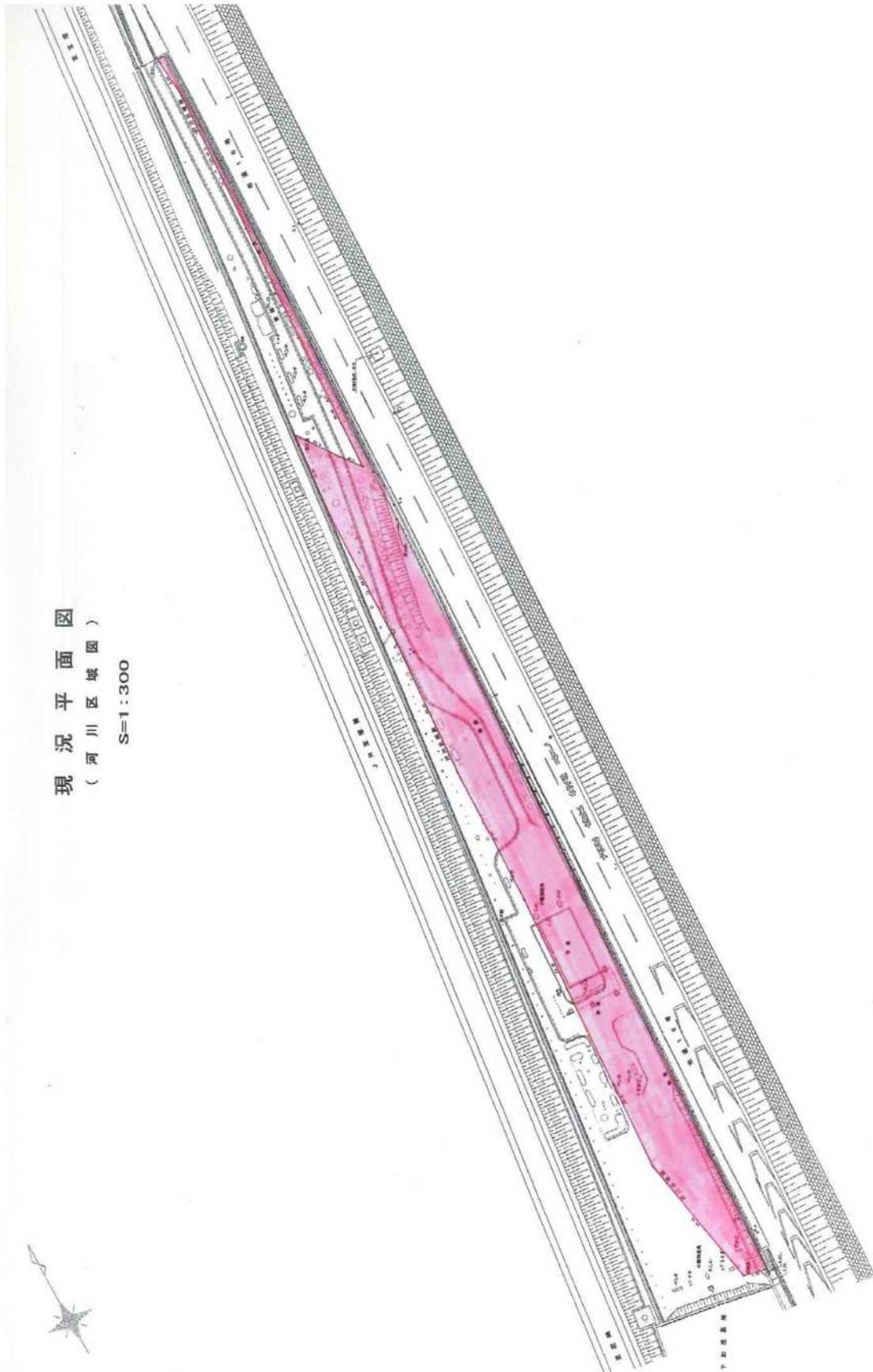
■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	下加茂公園 [川西市]		
2. 今回申請種別	審議		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 9.6k+180m～9.8k+100m 目的：公園 占用面積：1,515.74 ㎡ 工作物：小動物遊具、砂場、植樹、園路、縁石、屑籠、藤棚、ベンチ、進入路、車止め、側溝、収納庫		
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和47年7月6日 <前回更新許可> 令和2年1月29日 <許可期限> 令和7年3月31日		7. 保全利用 委員会による 参考意見
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

現況平面図
(河川区域図)

S=1:300



現況写真



①公園内全景（上流側より）



②公園内全景（下流側より）



③公園内全景（坂路付近より下流側方向）



④公園内全景（坂路付近より上流側方向）



⑤利用ルール看板



⑥JR境界フェンス付近の状況

取組状況報告書 下加茂公園(川西市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R1年度第2回)	中間報告時の市の回答 (R4年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	外来植物やつる植物の除去などの植生管理を引き続き適切に実施されたい。 (P14 写真③④)	年3回の刈払機による除草、外来種(トウネズミモチ含む)についても現地の状況を見つつ必要に応じて伐採等を継続して行っている。	年3回の刈払機による除草、外来種(トウネズミモチ含む)についても現地の状況を見つつ必要に応じて伐採等を継続して行っている。		
2	JR 側フェンス付近の植生管理については、引き続き JR との協議を進められたい。 (P14 写真⑥)	調整が不要な範囲(公園側)については、クズ撤去を実施しているが、JR 側については、JR との協議が必要なため難航している。	調整が不要な範囲(公園側)については、クズ撤去を実施している。JR 側については越境等が見られ次第、JR へ除草の依頼をしている。現地確認後、必要に応じて除草作業等を行うと回答あり。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R4年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	全体的な管理状況は良好である。	引き続き、適切な維持管理に努めている。		
2	外来植物やつる植物の除去などの植生管理を引き続き適切に実施されたい。 (P14 写真③④)	年3回の刈払機による除草、外来種(トウネズミモチ含む)についても現地の状況を見つつ必要に応じた伐採等を継続して行っている。		
3	JR 側フェンス付近の植生管理については、引き続き JR との協議を進められたい。 (P14 写真⑥)	調整が不要な範囲(公園側)については、クズ撤去を実施している。JR 側については越境等が見られ次第、JR へ除草の依頼をしている。現地確認後、必要に応じて除草作業等を行うと回答あり。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

② 猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図			現況写真	 上流側からの全景  下流側からの全景	
現在の利用形態	グラウンド2面				
占有面積	15, 880, 59㎡		付帯施設等	バックネット(可搬式)2基、ベンチ(可搬式)6基 くずかご無し	
許可の経緯	<当初許可> 昭和52年1月31日 <前回更新許可>令和2年3月24日 <許可期限> 令和7年3月31日		利用者数 ・ 団体数	令和元年度 41, 562人 令和2年度 34, 600人 令和3年度 38, 050人 令和4年度 37, 050人 令和5年度 34, 200人	
堤内地・堤外地	堤内地 堤外地				
周辺の土地利用の状況	・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占有範囲と、河川側との間は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に川西市が占有している東久代公園が隣接している。 ・下流側は、軍行橋と隣接しており、橋の下流には当市が占有している猪名川テニスコートがある。 ・隣接する堤内地は準工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。				
関連諸計画における占用地の位置付け	・総合計画では、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地や、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に、配慮した管理を充実することで、生態系ネットワークの形成につとめている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。				
その他特記事項	・昭和52年1月31日(10, 116. 72㎡)及び、昭和55年3月17日(5, 686. 9㎡)に占用許可をいただいて以来、伊丹市民のスポーツ活動の場として、少年野球、一般軟式野球に多くの市民が利用している。 ・平成25年9月15日におきた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、平成27年3月末に復旧した。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年3月末に復旧した。				

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツの活動の場として市の屋外体育施設全体面積85,959㎡の内当運動公園を含む河川敷 占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷に代わる施設は本市として考えていけない状況 となっている。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツの場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の 向上に努めている。伊丹市は、東西南北5km、2,497km ² と近隣市に比べ面積が小さな市となっております。そういう関係か らこれ以上の運動施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄 せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。 以来42年間ここで少年野球をしていた選手が、日本を、または、大リーグを代表するプロ野球選手として活躍しているな ど、本市にとって貴重な運動公園として市民の利用に供している。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
	(施設管理) ・平成18年度より指定管理者制度で管理を行っており、今年度よりアシックスジャパン株式会社と、株式会社サンアメニティ の共同体へ管理者が変わり、利用調整、施設整備を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。		
	(不法占用) 無し		
管理状況	(維持管理計画) 一年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清 潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(一年に一度工作物の撤去訓練を行う。)		
	(利用者・利用ルール) 一年間の予約は調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、 翌月分の月初めの1日から7日までの間で、空いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を 行い決める。それ以後に空いている日は随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。		
利用状況	(駐車場) 無し		
前回審議の 意見	別紙のとおり		前回審議 意見の対応 別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組み	(環境への配慮) ・外来植物等の駆除をみどり公園課と連携しながら行っていく。 ・猪名川河川事務所より紹介をいただいた河川レンジャーとの連携を図り、自然保護に努めていく。 ・市立昆虫館が定期的に観察をしている取り組みや学校の環境体験会にスポーツ振興課職員も参加し、職員が学習するこ とで、スポーツ利用者にも呼びかけを行ってきたい。		
	(環境意識の啓発) 啓発看板等で、カワラナデシコの育成をしていることや、猪名川河川敷の生物多様性保全への取り組みとして、特定外来 植物、埋土種子モニタリング調査、土壌成分調査の実施中を知らせ、注意を促している。		
安全への配慮	運動場から雑草地へ入らないよう「きけん」の看板を立てて、水難事故等が無いよう注意を促している。		

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用 内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内 容				
内容変更の 必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図		管理体制		
占用内容 変更による 河川環境への影 響				
占用内容変更 後における 環境保全に向 けて申請者の 取り組み				
その他 特記事項				

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8K+60m～8. 0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		- 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 - 植生は、河岸の大部分はツルヨシ群集によって占められており、場所によりオギ群落やジャヤナギーアカメヤナギ群集が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ゴキヅルの2種が確認されている。 - 鳥類は、オギ群落やツルヨシ群落などの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カワウ・コチドリ・オオヨシキリ・セッカ・イカルチドリ・イソシギ・カワセミ・ヒタキが確認されている。 - 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際には、ヌマガエル・ウシガエル・ミシシッピアカミミガメ・ヌートリア・イタチ属、低茎草地でニホンマムシ、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巣)・アマガエル・ニホンカナヘビが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミが確認されている。 - 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、比較的流れのある環境を好むオイカワ・カワムツ・カワヨシノボリの個体数が多い。さらに、多くないものの水産上重要種であるアユの生息も確認されている。重要種は、ヤリタナゴ・アブラハヤ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリが確認されている。 - 底生動物は、アメリカツウズムシ・カワリヌマエビ属・ウデマギリコカゲロウ・オオシマトビケラ・アシマダラブユ属などの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・ヨコミドリ・ドロシが確認されている。 - 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではギンヤンマ・コフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシが確認されている。
自然環境上重要な場所		- 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ヒタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 - 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 - ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 - 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・ゴキヅル(植物)の生育環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	- 水域までの距離: 約 35～65m - 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帯から成る。当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する。
	水面との 高低差	約2～3m

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8K+60m～8. 0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

地名川河川敷地平面図



1:500



図面 171号地

番号	01009	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①全景(上流側より)



②全景(下流側より)



③植栽の状況



④水際との間の状況



⑤利用ルール看板



⑥注意看板の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○:保全されている △:どちらともいえない ×:保全されていない	△	みどり公園課と連携しながら外来種対策に取り組んでいる	△	外来種対策等生物多様性を保全するための具体的な取り組み内容は不明	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○:連続性が確保されている △:どちらともいえない ×:分断されている	△	占有地の一部は自然の形を残している	△	グラウンド等があり生態系の連続性は確保されていない。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○:配慮されている △:どちらともいえない ×:配慮されていない ー:該当する工作物がない	ー	舗装等は実施していない	ー	舗装等は実施されていない	
環境意識の啓発 B	環境保全に関する啓発への対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○:実績又は計画が妥当である △:計画又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない	○	啓発看板は設置していないが、環境学習会で啓発を実施している	△	環境保全に関する啓発看板についてには設置されていない	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○:実績又は計画が妥当である △:計画又は計画がやや妥当性にかける ×:特に実施していない	○	運動広場利用者により、定期的に河川の清掃を実施している	△	河川清掃は実施されているが、環境保全に向けての取り組みとしては不明	

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1 利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	△	右岸側は、茂みがあり危険な状態であるため、剪定を行うなど一定の整備が必要であると考えるため	△	川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	○	毎年報告を行っている	○	利用者数の把握はされている	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○	施設HPの利用ルールにゴミの持ち帰りを定めている	○	利用のルールは定められている	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	○	看板等で明示している	○	看板による利用者への明示はされている	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○	インターネットから施設を予約することができ、排他・独占的な利用はない	○	インターネット予約により公平な利用がされている	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 一: 駐車場はない	—	無し	—	駐車場はない	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 一: 設置の要望や計画がない	×	設置要望があり、導線、安全対策、警察協議など、今後検討予定	×	利用者からの要望があり、設置したいという考えは持っているが、具体の検討がなされていない。	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	管理 D-1	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	指定管理者の管理体制の下、維持管理を行っている。	○	指定管理者による管理が実施されている	
	施設の管理計画は適正であるか	管理 D-2	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	仕様書に基づき(清掃及び草刈り)を行い清潔に保つことを留意すること)指定管理者により適正に管理している。	○	指定管理者により適正に管理されている	
	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を管理しているか	不法占有 対策 D-3	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	○	指定管理者が確認している。	○	適正に管理されている	

取組状況報告書 猪名川第1・第2運動公園(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R1年度第2回)	中間報告の市の回答 (R4年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	植栽(シャリンバイ)にからまるクズは除去されたい。 (P24 写真③)	指定管理者に対して適切な植生管理を行うよう指導し、クズについても定期的に除去していく。	植栽に絡まったクズは適宜除去している。		
2	草刈りは川らしい植生(オギ、チガヤ等)が残るようにするとともに、外来種の種子が広がる前に実施する等、時期にも配慮されたい。	川らしい植生が残るよう5月と11月に草刈りを実施している。	市みどり自然課の助言も得ながら毎年6月、12月に草刈りを実施している。		
3	川らしい利用を図るという観点から、できるだけ川が見えて自然に親しみやすい運動公園になるよう河川管理者とも連携して取り組まれたい。 (P24 写真④)	川沿いの草刈りを実施してほしと利用者からも要望はあるが実施できていない。	広大な範囲の草刈りが必要であることから占用区域外への実施には至っていない。		

4	引き続き環境学習の利用や川の自然に親しむ機会を増やして頂きたい。	環境学習の利用や川の自然を楽しむ機会づくりとして、河川レンジャーと連携し、環境学習会を実施している。(令和4年10月15日実施)	河川レンジャーと連携した猪名川クリン作戦を毎年2月頃に実施している。(令和5年度はR6.2.17に実施)	
---	----------------------------------	--	--	--

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R4年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	猪名川と占用区域の間の植生繁殖をうまく管理することができないか。 (P24 写真④)	占用区域外の広大な範囲の管理はコスト面からも市のみでは困難な面もあり、現状、実施には至っていない。		
2	東久代公園(川西市)の状況も参考に占用区域外のクズの除去やチガヤの管理をされてはどうか。(P24 写真④)	占用区域外の広大な範囲の管理はコスト面からも市のみでは困難な面もあり、現状、実施には至っていない。		
3	河川管理者と占用者が協力して刈り草の処理を適切にされたい。	河川管理者と協議、連携して検討していきたい。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

③ 緑地広場（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	緑地広場 [尼崎市]			
2. 今回申請種別	審議			
3. 概要	距離標位置：藻川右岸 0.8k+115m 目的：公園（緑地広場） 占用面積：58.87 m ² 工作物：生垣 高さ 1. 0 m 延長 9. 4 5 m フェンス 高さ 1. 7 6 m 延長 6. 3 0 m			
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和 6 1 年 4 月 2 5 日 <前回更新許可> 令和 2 年 3 月 6 日 <許可期限> 令和 7 年 3 月 3 1 日		7. 保全利用 委員会による 参考意見	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり			
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理	

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

現況写真



①全景（上流側より）



②全景（下流側より）



③フェンスの設置状況



④フェンスの設置状況



⑤公園内の状況（下流側方向）



⑥公園内の状況（全景）

取組状況報告書 緑地広場(尼崎市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R1年度第1回)	中間報告時の市の回答 (R4年度第2回委員会)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	サクラは生育が悪く、カイジカイブキも大きくなりすぎて、伐採はやむなしと考える。	倒木の危険性がある樹木については、R3年度にフェンス設置工事は、R3年度にフェンス設置工事を予算化したが入札不調で契約に至らず、R4年度へ予算を繰り越して契約し、7月末で完成した。貴委員会より生垣設置のご意見をお伺いしたが、倒木の危険性を早期に回避する必要性から、同墓園内の他区域で設置するフェンスと同様の高さ1.8mのフェンスを設置した。工事にあたって周辺住民へのお知らせ文を配布したが、要望や苦情等は寄せられなかった。なお、当該地周辺の雑草については定期巡回で除草し、植栽部分は、剪定や病害虫対策の薬剤散布を定期的に行っている。	倒木の危険性がある樹木については R4 に撤去済。定期的な巡回を行い、今後も適切な維持管理に努める。		

2	伐採後に占用者が柵を設置する予定であるが、ウバメガシ等の生垣が望ましい。	同上	同上	同上	
---	--------------------------------------	----	----	----	--

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R4年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	全体的な管理状況は良好である。	定期的な巡回を行い、今後も適切な維持管理に努める。		
2	生け垣がフェンスになったことは利用状況としては致し方ない。 (P33 写真③④)	貴委員会よりご意見のあった生垣ではなく、フェンスの設置となった所ではあるが、引き続き適切な維持管理に努める。		